

再犯防止推進ネットワーク協議会設置要綱

（設置）

第1条 長崎県における再犯防止推進に係る施策を推進するため、長崎県再犯防止推進ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会は、次の掲げる事項について協議、検討を行う。

- （1） 長崎県再犯防止推進計画（以下「県計画」という。）の推進、進捗管理、検証等に関すること
- （2） その他、再犯防止の推進のために必要な事項に関すること

（組織）

第3条 協議会は、別表1に掲げる機関・団体により構成する。

- 2 協議会の委員は、別表1に掲げる機関・団体から推薦された者とする。
- 3 協議会に会長及び副会長をおく。
- 4 会長は委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 5 会長は協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 6 会長に事故あるとき又は会長が欠けた時は、副会長がその職務を代行する。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。なお、任期途中で委員が交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長は会長が務める。

- 2 協議会は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

（幹事）

第6条 協議会に幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、別表2の長崎県の関係課室の長の職にある者をもって充てる。

（幹事会）

第7条 幹事会は、幹事をもって組織し、幹事長には長崎県福祉保健課長の職にある者をもって充てる。

2 幹事長は、必要のつど幹事会を招集することができる。

3 幹事会は、次の事項について審議又は処理をする。

- (1) 県計画の推進、進捗管理
- (2) 協議会に付議すべき事項に関する事
- (3) 連絡調整に関する事
- (4) その他幹事会の運営に関する事

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、長崎県福祉保健部福祉保健課において処理する。

(個人情報の保護)

第9条 協議会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、会長及び幹事長が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月19日から施行する。

この要綱は、令和6年 2月20日から施行する。

(別表 1)

区 分	番 号	構 成 機 関 名
学識経験者	1	学識経験者（大学教授）
国	2	長崎地方検察庁
	3	長崎刑務所
	4	長崎少年鑑別所
	5	長崎保護観察所
	6	長崎労働局
	7	長崎県弁護士会
弁護士	8	長崎県保護司会連合会
更生保護団体	9	更生保護法人長崎県更生保護協会
	10	長崎県更生保護女性連盟
	11	長崎県 BBS 連盟
団体	12	長崎県就労支援事業者機構
	13	長崎県地域生活定着支援センター
	14	長崎県社会福祉協議会
市町	15	諫早市
	16	佐々町
県	17	長崎こども・女性・障害者支援センター
	18	県央保健所

(別表 2)

番号	部局名	課室名
1	県民生活環境部	交通・地域安全課
2	福祉保健部	福祉保健課
3	福祉保健部	薬務行政室
4	福祉保健部	長寿社会課
5	福祉保健部	障害福祉課
6	福祉保健部こども政策局	こども家庭課
7	産業労働部	雇用労働政策課
8	土木部	住宅課
9	県教育庁	児童生徒支援課
10	県警察本部	生活安全企画課